

NO.	資料名	ページ	項目	内容	回答
1	実施方針(案)	P11～P12	イ(7) c	構成企業の参加資格要件に7階建ての共同住宅でかつ延床面積6,000㎡以上または100戸以上の新築工事「参加資格要件工事(市営住宅・店舗)」との記載があるのですが、こちらに関しては公営住宅の実績でなくても構わないとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	実施方針(案)	P11～P12	イ(7) d	2つ以上の用途がある複合施設とは、店舗と共同住宅の複合施設でもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	要求水準書(市営住宅・店舗整備業務編)	P15	表	整備戸数が550戸で入居戸数が563戸となっていますが、全ての入居者が移転を希望した場合はどうするのでしょうか。	集約対象団地への新規入居は停止しており、既存入居者には他市営住宅等への住み替えを促している状況ですので、入居者の移転交渉時期までに整備戸数を下回る見込みです。 また、既存入居者にアンケート調査を行っており、本事業の実施を契機として、他市営住宅への住替えや退去の意向を示す入居者も一定数確認していることから、可能な限り入居者等の希望に沿いながら入居者等の説明・支援等業務を適切に行っていただくことになります。 このことから、仮に御質問の事態が発生した場合であっても、本事業において整備戸数である550戸を上回る整備を求めることはありません。
4	要求水準書(((仮称)多世代交流拠点施設整備業務編))	P41	ウ②	開館準備支援業務担当者についてですが、必要な知識及び技能とは具体的にどのようなものになるのでしょうか。 そういった専門の業者に依頼をするとの認識でよろしいでしょうか。	開館準備支援業務担当者は、本市、本事業の事業者及び本市が別途発注する人権資料室の展示設計・整備業務及び維持管理業務・運営業務の実施事業者が連携できるよう、開館準備業務が円滑に進むよう調整をお願いするものです。 開館準備支援業務担当者は、開館準備責任者と協同で要求水準書に記載の業務を行うもので、具体的な内容は事業者の提案によります。